

○立命館大学大学院法務研究科研究科則

2012年2月17日

規程第956号

(趣旨)

第1条 この研究科則は、立命館大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第49条の2にもとづき、法務研究科の授業科目、修了に必要な単位数、単位認定その他の教育課程に関する事項について定める。

(教育研究上の目的)

第2条 本研究科は、立命館建学の精神、立命館憲章および教学理念に則り、豊かな人間性と国際的視野を持ち、市民的感觉にあふれた「地球市民法曹」を養成し、社会の発展と文化の進展に寄与することを目的とする。

(英文表記)

第3条 法務研究科法曹養成専攻の英文表記は、次のとおりとする。

**School of Law Juris Doctor Program**

(入学時期)

第4条 本研究科の入学時期は、4月とする。

(授業言語)

第5条 本研究科での授業言語は、日本語とする。

(教育課程の編成)

第6条 本研究科の授業科目は、法律基本科目、実務基礎科目、基礎法学・隣接科目および先端・展開科目に区分し、これを3年間に配当して編成する。

(授業科目)

第7条 本研究科の授業科目の名称、単位数、授業方法、必修・選択・自由の別および配当年次は、別表1のとおりとする。

(履修科目の登録の上限)

第8条 1年間に履修科目として登録することができる単位数の上限は、1年次は37単位、2年次は38単位および3年次以上は44単位までとする。ただし、2年次に在籍する法学既修者については36単位までとする。

2 前項にかかわらず、本研究科が養成を目指す法曹像にとって、その履修が特に重要であると本研究科が認める次の各号の授業科目については、前項の上限に加え、さらに2単位まで登録することができる。

(1) 現代法務特殊講義（京都セミナー）

(2) 外国法務演習 I

（再履修）

第9条 各学期の成績発表により、修了認定に必要な科目がC評価であるために、修了要件を満たさないことが判明した場合には、当該科目を次学期以降に再履修することを申請できる。

2 前項の申請について、研究科長は研究科教授会の議を経て再履修を認めることがある。ただし、再履修を認めた場合は、当該科目の成績評価および単位授与を取り消す。

3 再履修後の成績評価は、A+、A、B、CおよびFで表す。

#### 第10条 削除

（年次の留置）

第11条 2年次配当科目を履修するためには、1年次を終了するまでに1年次配当の法律基本科目を22単位以上修得し、共通到達度確認試験にて所定の成績を得なければならない。

2 前項において必要な単位数を修得できない場合は、1年次に留め置く。

3 第1項において共通到達度確認試験にて所定の成績を得られない場合は、1年次に留め置く。

4 3年次配当科目を履修するためには、2年次を終了するまでに2年次配当の必修法律基本科目を法学未修者は20単位以上、法学既修者は18単位以上修得していなければならない。

5 前項において必要な単位数を修得できない場合は、2年次に留め置く。

（修業の見込みがないと認めた者の除籍）

第11条の2 前条により1年次または2年次に留め置かれた者が、再度、当該年次を修了するまでに必要な単位数を修得できず、留置が決定したときは、大学院学則第65条第7号にもとづき除籍とする。

（専門職学位課程の修了に必要な単位数）

第12条 本研究科の修了に必要な単位数は、別表1の科目より、次の各号に定める単位数を含む98単位以上とする。

(1) 法律基本科目から60単位以上。

(2) 実務基礎科目からリーガルリサーチ&ライティング（2単位）、法曹倫理（2単位）、民事訴訟実務の基礎（2単位）、刑事訴訟実務の基礎（2単位）を含む12単位以上。

ただし、公法実務総合演習（2単位）、民事法実務総合演習（2単位）および刑事法実務総合演習（2単位）のいずれか1科目を修得し、かつ、リーガルクリニックⅠ（2単位）、リーガルクリニックⅡ（2単位）またはエクスターンシップ（2単位）のいずれか1科目を修得していなければならない。

(3) 基礎法学・隣接科目から6単位。

(4) 先端・展開科目から16単位以上。

(専門職学位課程の修了認定)

第13条 本研究科を修了するためには、修了に必要な単位数を修得したうえ、次に掲げる事項を全て満たし、法務研究科教授会の認定を得なければならない。

(1) 課程の修了に必要な必修の法律基本科目の総単位数（入学前に他大学院等において修得し認定した単位数を除く。）のうち半数以上の成績評価が、B以上であること。

(2) 課程の修了に必要な単位数に要した科目のGPAが2.5以上であること。

(教育課程連携協議会の設置)

第13条の2 大学院学則第10条の4第1項にもとづき、本研究科に法務研究科教育課程連携協議会を置く。

(改廃)

第14条 この研究科則の改廃は、法務研究科教授会の議を経て、大学協議会で行う。

附 則

1 この研究科則は、2012年4月1日から施行する。

2 この研究科則の施行に伴い、法科大学院履修規程（規程第583号）および法科大学院履修規程細則（規程第169号）は廃止する。

附 則（2012年3月16日会議運営の改善にともなう一部改正）

この規程は、2012年4月1日から施行する。

附 則（2013年1月28日改廃手続の変更および授業科目の廃止に伴う一部改正）

1 この規程は、2013年4月1日から施行する。

2 前項にかかわらず、別表1は、2013年3月31日に在籍する学生については、なお従前の例による。

附 則（2013年6月10日 修業の見込みがないと認めた者の除籍の追加に伴う一部改正）

1 この規程は、2014年4月1日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、2014年3月31日に在籍する学生については、なお従前の例

による。

附 則（2014年1月28日 別表1の適用の変更に伴う一部改正）

- 1 この規程は、2014年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、改正後の別表1は、2014年3月31日に在籍する学生については、なお従前の例による。

附 則（2015年1月27日 授業科目の廃止等に伴う一部改正）

- 1 この規程は、2015年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、改正後の別表1は、2015年3月31日に在籍する学生については、なお従前の例による。

附 則（2015年4月21日 「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律」の施行に伴う一部改正）

この研究科則は、2015年4月21日から施行し、2015年4月1日から適用する。

附 則（2016年2月19日 2016年度法務研究科カリキュラム改革実施等に伴う一部改正）

- 1 この規程は、2016年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、2016年3月31日に在籍する学生については、なお従前の例による。
- 3 前2項にかかわらず、改正後の第1条については、2015年4月1日以降の入学者に適用する。

附 則（2017年2月17日 修了認定の基準の変更に伴う一部改正）

この研究科則は、2017年2月17日から施行し、2016年4月1日以降の入学者から適用する。

附 則（2018年1月26日 登録上限単位数の一部改正）

- 1 この研究科則は、2018年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、2018年3月31日に在籍する学生については、なお従前の例による。

附 則（2019年1月25日 年次の留置の一部変更、教育課程連携協議会の設置等に伴う一部改正）

- 1 この研究科則は、2019年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、2019年3月31日に在籍する学生については、なお従前の例による。

附 則（2020年1月31日 カリキュラム改革による修了要件の変更、除籍の要件の変更ならびに授業科目の追加および削除に伴う一部改正）

- 1 この研究科則は、2020年4月1日から施行する。

- 2 前項にかかわらず、2020年3月31日に在籍する学生については、なお従前の例による。
- 3 前2項にかかわらず、改正後の第11条の2は2020年3月31日に在籍する学生についても適用する。

附 則(2020年3月13日 カリキュラム改革による進級要件の変更に伴う一部改正)

- 1 この研究科則は、2020年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、2020年3月31日に在籍する学生については、なお従前の例による。

附 則(2021年1月29日 転入学以前に修得した単位の認定の削除に伴う一部改正)

- 1 この研究科則は、2021年4月1日から施行し、2020年4月1日から適用する。
- 2 前項にかかわらず、2020年3月31日に在籍する学生については、なお従前の例による。

別表1 法曹養成専攻専門職学位課程

科目区分	科目名	単位数	授業方法	必修・選択・自由の別	配当年次
法律基本科目	憲法A	3	講義	必修	1
	憲法B	1	講義	必修	1
	憲法C	1	講義	必修	2
	民法Ⅰ	4	講義	必修	1
	民法Ⅱ	2	講義	必修	1
	民法Ⅲ	2	講義	必修	1
	民法Ⅳ	2	講義	必修	1
	民法Ⅴ	2	講義	必修	1
	刑法A	4	講義	必修	1
	刑法B	2	講義	必修	1
	刑法C	1	講義	必修	2
	商法Ⅰ	2	講義	必修	1
	商法Ⅱ	2	講義	必修	1
	商法Ⅲ	2	講義	必修	1
	民事訴訟法Ⅰ	2	講義	必修	2
	民事訴訟法Ⅱ	2	講義	選択	2
	行政法A	2	講義	必修	2

	行政法演習 I	2	演習	必修	2
	行政法演習 II	2	演習	必修	3
	民法演習 I	2	演習	必修	2
	民法演習 II	2	演習	必修	2
	商法演習 I	2	演習	必修	2
	商法演習 II	2	演習	必修	2
	憲法演習	2	演習	必修	2
	刑法演習	2	演習	必修	2
	刑事訴訟法 I	2	講義	必修	2
	刑事訴訟法 II	2	講義	必修	2
	刑事訴訟法演習	2	演習	必修	3
	民事訴訟法演習 I	2	演習	必修	2
	民事訴訟法演習 II	2	演習	必修	3
	民法展開演習	2	演習	選択	3
	刑事法展開演習	2	演習	選択	3
	民法総合演習	2	演習	選択	3
	コーポレート・ロー展開演習	2	演習	選択	3
実務基礎科目	リーガルリサーチ&ライティング	2	講義	必修	1・2
	法曹倫理	2	講義	必修	1・2
	民事訴訟実務の基礎	2	講義	必修	2
	公法実務総合演習	2	演習	選択	3
	民事法実務総合演習	2	演習	選択	3
	刑事法実務総合演習	2	演習	選択	3
	エクスターンシップ	2	実習	選択	3
	リーガルクリニック I	2	実習	選択	3
	リーガルクリニック II	2	実習	選択	3
	民事裁判総合研究	2	講義	選択	3
	刑事訴訟実務の基礎	2	講義	必修	2

基礎法学・隣接科目	現代法理論	2	講義	選択	1・2・3
	法の歴史	2	講義	選択	1・2・3
	生命倫理と法	2	講義	選択	1・2・3
	法と心理	2	講義	選択	1・2・3
	ジェンダーと法	2	講義	選択	1・2・3
	司法制度論	2	講義	選択	1・2・3
	紛争解決と法	2	講義	選択	1・2・3
	英米法基礎	2	講義	選択	1・2・3
先端・展開科目	現代法務特殊講義	2	講義	選択	1・2・3
	現代法務特殊講義(京都セミナー)	2	講義	選択	1・2・3
	中国法	2	講義	選択	1・2・3
	外国法務演習Ⅰ	2	演習	選択	1・2・3
	外国法務演習Ⅱ	2	演習	選択	1・2・3
	特定研究	2	演習	選択	3
	涉外弁護士実務	2	講義	選択	1・2・3
	英文契約実務	2	講義	選択	1・2・3
	執行・保全法	2	講義	選択	2・3
	単位互換履修科目	1	講義	選択	1・2・3
	単位互換履修科目	2	講義	選択	1・2・3
	単位互換履修科目	3	講義	選択	1・2・3
	単位互換履修科目	4	講義	選択	1・2・3
	外国法務特殊講義	1	講義	選択	1・2・3
	外国法務特殊講義	2	講義	選択	1・2・3
	企業法務	2	講義	選択	2・3
	企業法務演習	2	演習	選択	2・3
	倒産処理法務	4	講義	選択	2・3
	倒産処理法務演習	4	演習	選択	2・3
	経済法	4	講義	選択	2・3
	経済法務演習Ⅰ	2	演習	選択	2・3

經濟法務演習Ⅱ	2	演習	選択	2・3
知的財産法務Ⅰ	2	講義	選択	2・3
知的財産法務Ⅱ	2	講義	選択	2・3
知的財産法務演習	4	演習	選択	2・3
保険法	2	講義	選択	2・3
金融法	2	講義	選択	2・3
税法務Ⅰ	2	講義	選択	2・3
税法務Ⅱ	2	講義	選択	2・3
税法務演習	4	演習	選択	2・3
現代社会と犯罪	2	講義	選択	1・2・3
国際人権法務	2	講義	選択	1・2・3
国際民事訴訟法	2	講義	選択	2・3
少年法	2	講義	選択	2・3
国際関係私法Ⅲ	2	講義	選択	2・3
経済刑法	2	講義	選択	2・3
刑事弁護論	2	講義	選択	2・3
刑事法務演習	4	演習	選択	2・3
国際関係公法Ⅰ	2	講義	選択	2・3
国際関係公法Ⅱ	2	講義	選択	2・3
国際関係公法演習	4	演習	選択	2・3
国際関係私法Ⅰ	2	講義	選択	2・3
国際関係私法Ⅱ	2	講義	選択	2・3
国際関係私法演習	4	演習	選択	2・3
公共法務Ⅰ	2	講義	選択	2・3
公共法務Ⅱ	2	講義	選択	2・3
環境法務Ⅰ	2	講義	選択	2・3
環境法務Ⅱ	2	講義	選択	2・3
環境法務演習	4	演習	選択	2・3
都市・住宅法務Ⅰ	2	講義	選択	2・3
都市・住宅法務Ⅱ	2	講義	選択	2・3



家事法務	2	講義	選択	2・3
労働法務	4	講義	選択	2・3
労働法務演習	4	演習	選択	2・3
消費者法務	2	講義	選択	2・3
英米私法	2	講義	選択	2・3
商取引法先端演習	2	演習	選択	2・3
司法臨床研究	2	講義	選択	2・3